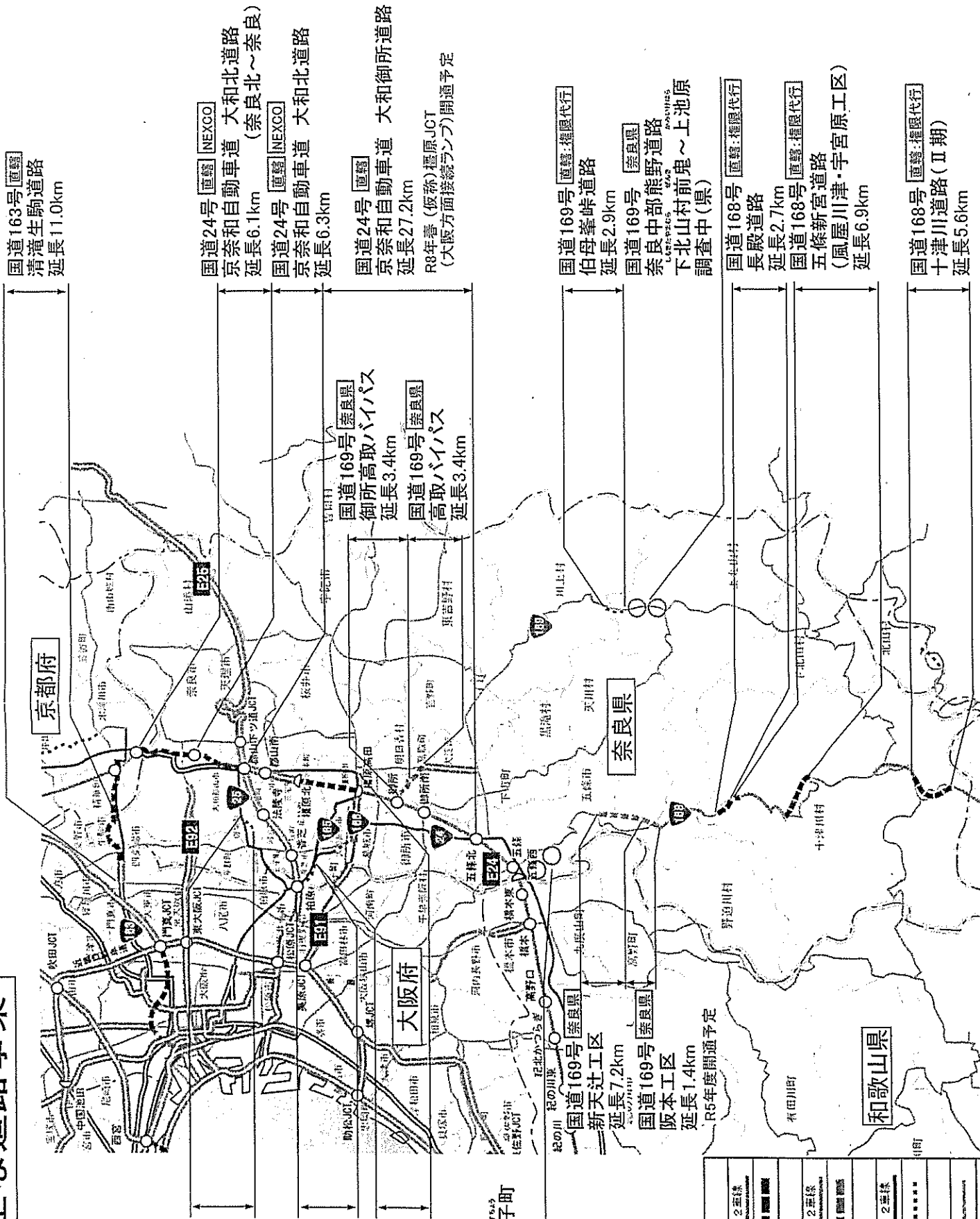


第11号様式 (第5条関係)

<p style="text-align: center;">政務活動記録簿 (県外・県内視察)</p> <p style="text-align: right;">会派・議員名 浦西 敦史</p>					
年 月 日	令和6年2月5日 (月)				
政務活動先	総務省 国会議員会館				
政務活動の目的	緊急防災・減災事業債の活用のあり方や奈良県の道路事業、それに「飛鳥・藤原」の世界遺産登録関連等の調査・研究を行った。				
相手方	総務省地方債課 神門純一課長 国土交通省 道路局企画課 糸野真一郎 企画専門官 国土交通省 国道・技術課直轄高速係 明知顕三 係長				
内容、結果等 ※視察の効果 を明記のこと	総務省において、緊急防災・減災事業債がどのような条件のもと活用できるのかについて、五條市の防災拠点予定地の例などを踏まえながら意見交換でき、委員会等の質問に活かすことができた。 また、国交省の担当者より、今後の奈良県内の道路の計画や構想、今後の県政への取り組みに活かすことができた。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	総務省 国会議員会館	近畿日本鉄道	下市口～京都 駅 (往復)	4,640 円	49、51
		JR (新幹線)	京都駅～東京 駅 (往復)	37,680 円	60、61
	宿泊費	16,042 円	内訳:2/4 宿泊 10,842 円 2/5 宿泊 5,200 円		59、62
	会費	0 円	内訳:		
	合計 58,362 円 (近畿日本鉄道 4,640 円 新幹線往復 37,680 円、宿泊 16,042 円) (すべて政務活動)				
備考	添付資料: 視察関連説明資料				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

奈良県の主な道路事業



【凡例】

高規格道路(直轄)	4車線以上	2車線
開通済	開通済	開通済
事業中	事業中	事業中
高規格道路(権限代行)	4車線以上	2車線
開通済	開通済	開通済
事業中	事業中	事業中
規格国道	4車線以上	2車線
開通済	開通済	開通済
事業中	事業中	事業中
補助国道	開通済	開通済
調査中	調査中	調査中

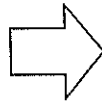
重要物流道路の概要

○ 物流の更なる円滑化等を図るため、物流の観点から重要な道路を「重要物流道路」として国土交通大臣が指定し、機能強化を推進。

＜重要物流道路指定の効果＞

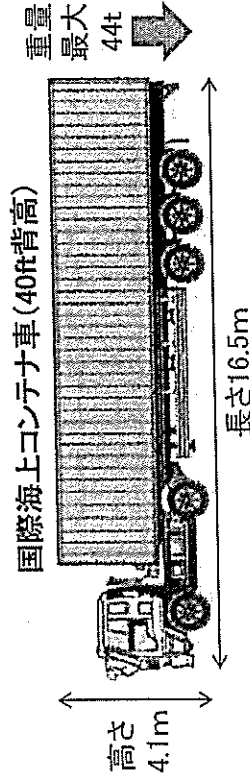
(物流を取り巻く課題)

物流は、生活や経済活動を支える必要不可欠なものであり、ドライバー不足等の課題に対し、トラック大型化への対応等の生産性の向上が急務。



2018年道路法改正により、重要物流道路制度を創設

- 道路構造の基準を国際海上コンテナ車対応に引上げ
- 構造上支障のない区間は、国際海上コンテナ車の特車許可不要
- 地方自治体事業は個別補助制度も活用して支援



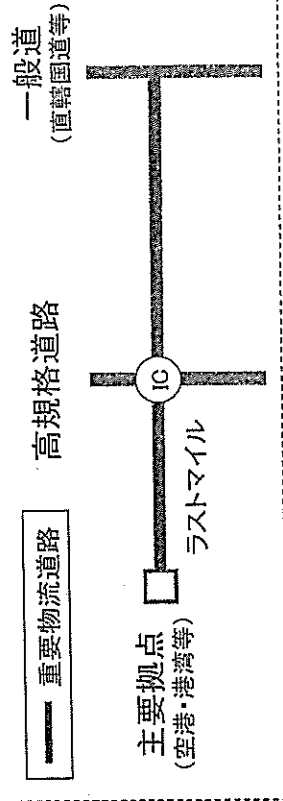
(参考) 道路構造の基準

	自専道等	一般道
長さ	16.5m	12m
幅	2.5m	2.5m
高さ	3.8m	3.8m
前端オーバーハング	1.3m	1.5m
軸距	前軸距 4m 後軸距 9m	6.5m
後端オーバーハング	2.2m	4m
最小回転半径	12m	12m

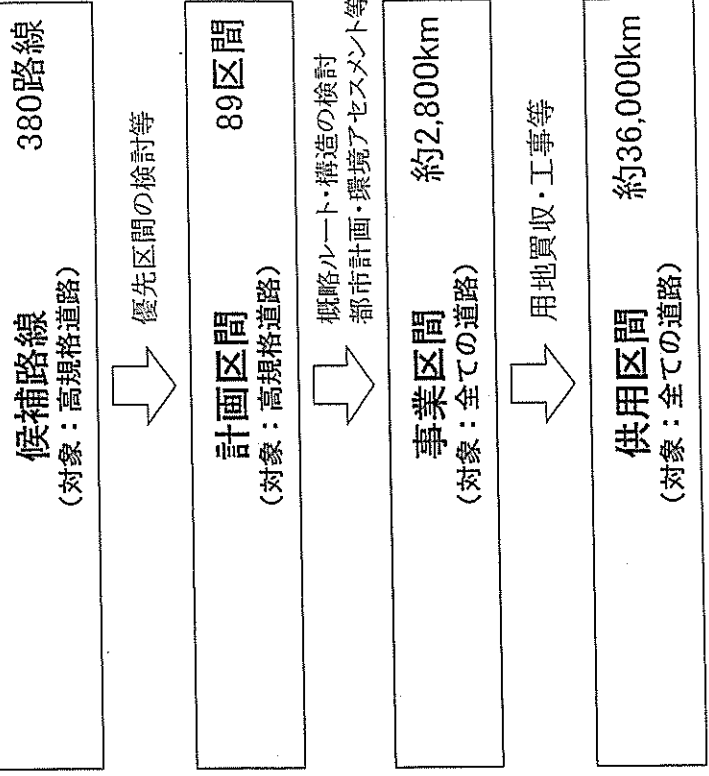
重要物流道路に指定

重要物流道路	
長さ	16.5m
幅	2.5m
高さ	4.1m
軸距	1.3m
前軸距	4m
後軸距	9m
後端オーバーハング	2.2m
最小回転半径	12m

＜ネットワークのイメージ＞



＜指定状況(2023.4.1)＞

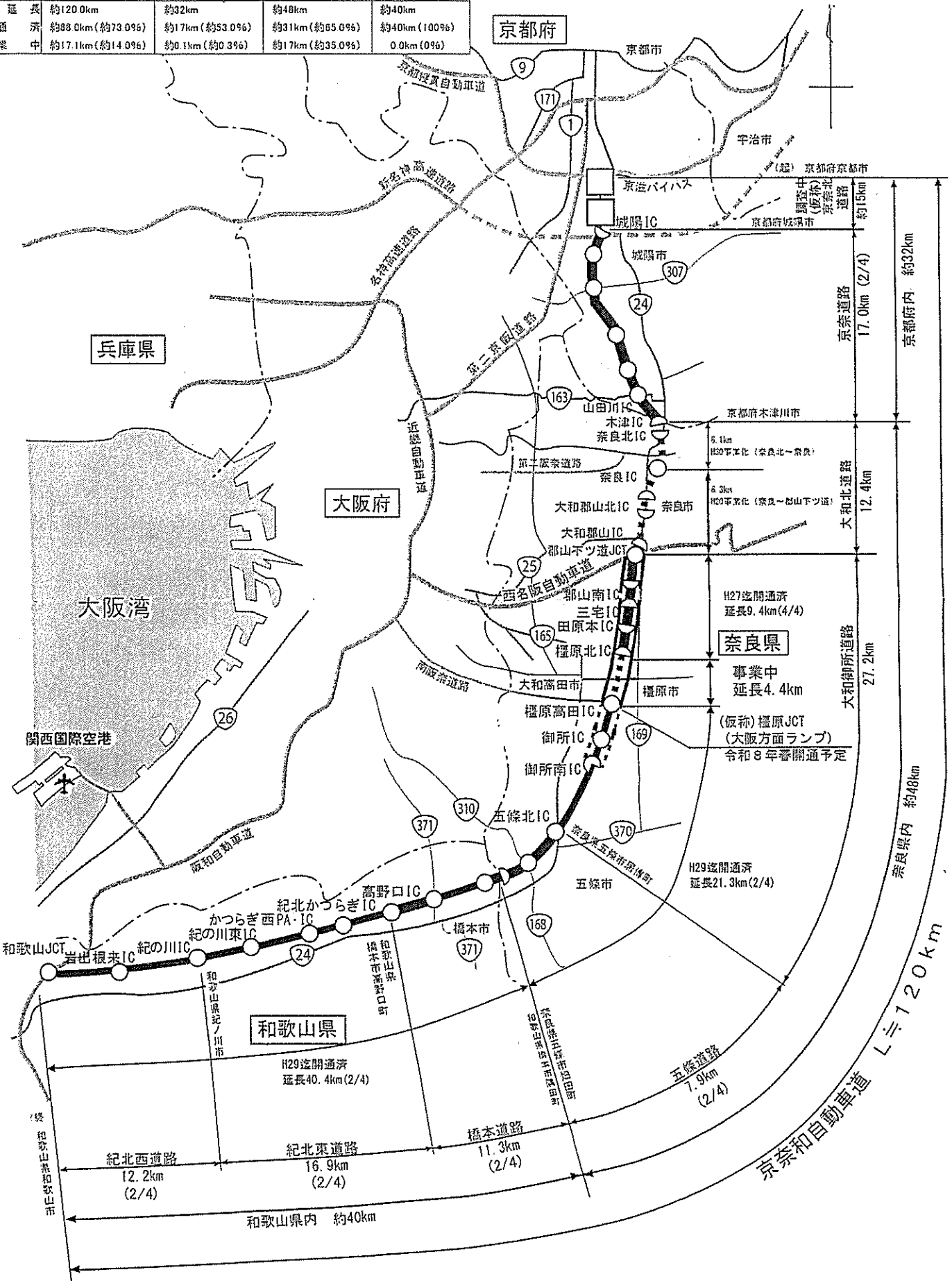


※自専道等は第1線、第2線、第3線第1級、第4線第1級の道路で、「一般道」はそれ以外の道路。

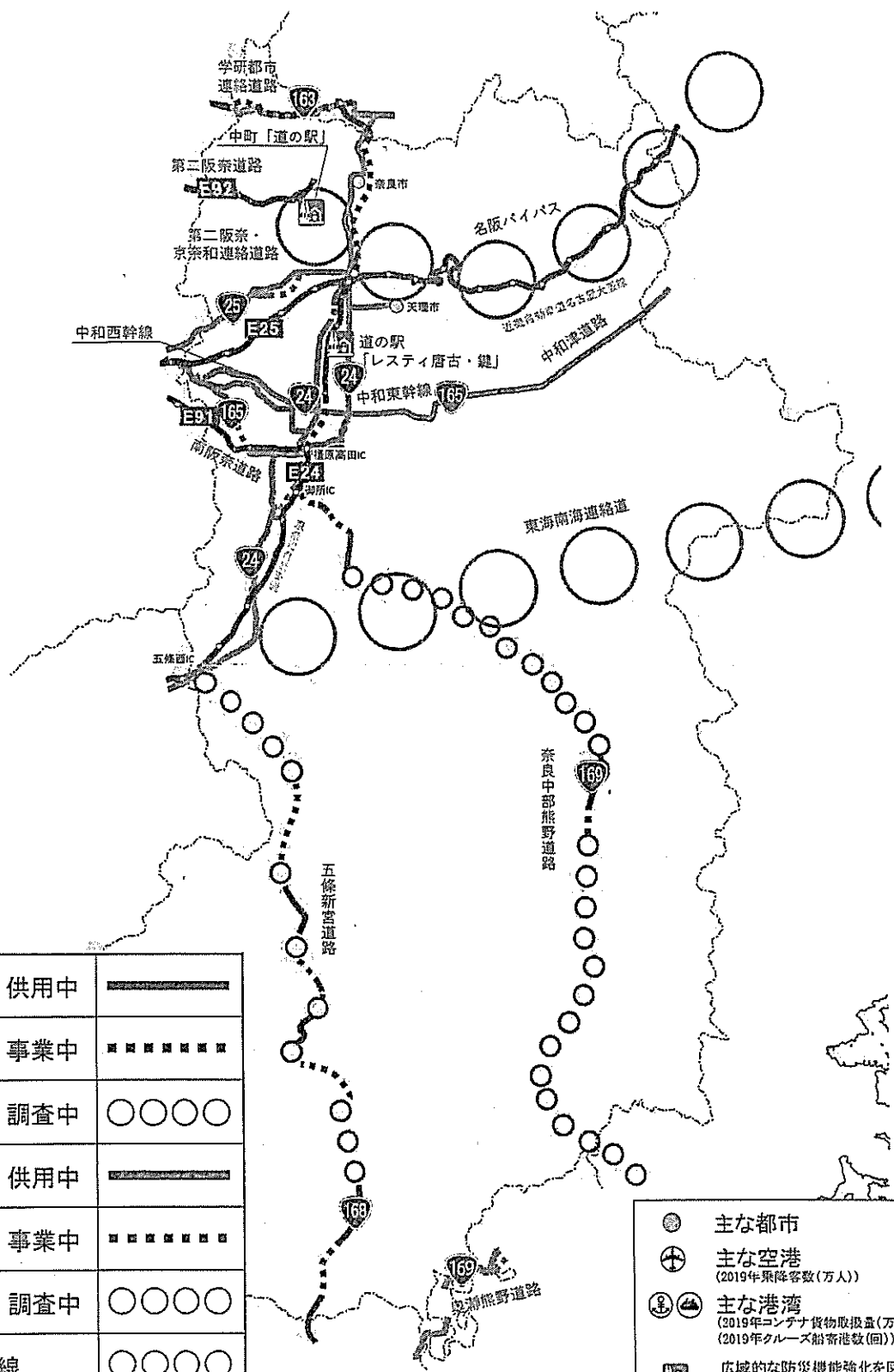
国道24号 京奈和自動車道

整備状況

	全体	京都府	奈良県	和歌山県
全長	約120.0km	約32km	約48km	約40km
開通率	約88.0km(約73.0%)	約17km(約53.0%)	約31km(約65.0%)	約40km(100%)
事業中	約17.1km(約14.0%)	約0.1km(約0.3%)	約17km(約35.0%)	0.0km(0%)



近畿ブロック 広域道路ネットワーク計画図（奈良県拡大版）

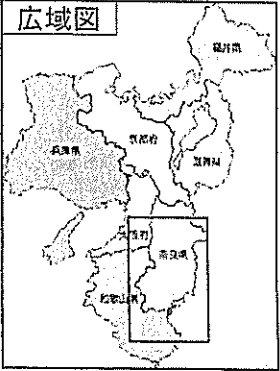
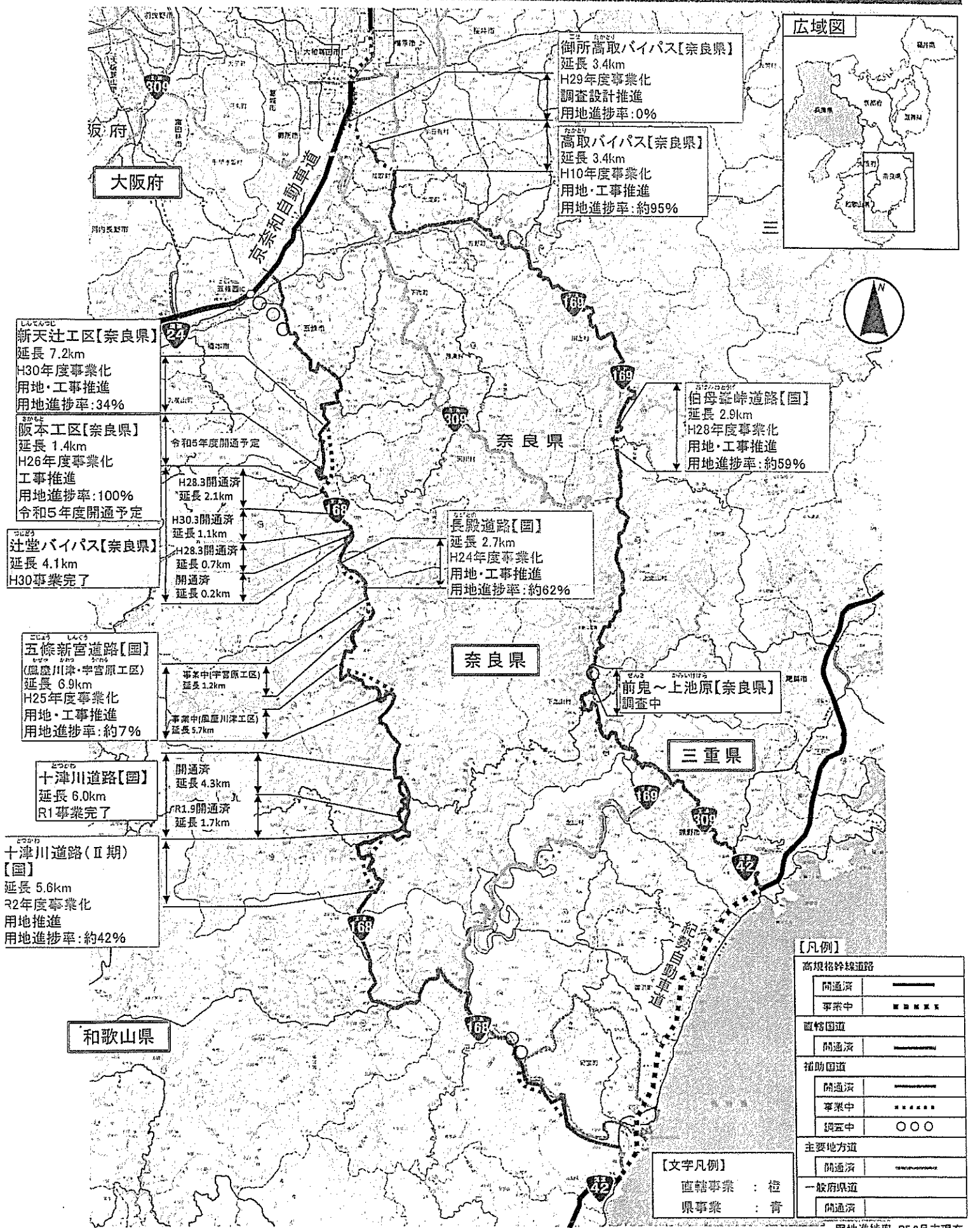


高規格道路	供用中	—————
	事業中	- - - - -
	調査中	○ ○ ○ ○
一般広域道路	供用中	—————
	事業中	- - - - -
	調査中	○ ○ ○ ○
構想路線		○ ○ ○ ○

- 主な都市
- ✈ 主な空港
(2019年乗降客数(万人))
- 🚢 主な港湾
(2019年コンテナ貨物取扱量(万TEU))
(2019年クルーズ船寄港数(回))
- 🏠 広域的な防災機能強化を図る「道の駅」
- 別 主な交通拠点
- 新幹線

※ R5.4.1時点
 ※ 本計画図は、具体的な路線のルート、位置等を規定するものではありません。

五條新宮道路(R168)・奈良中部熊野道路(R169)



【凡例】

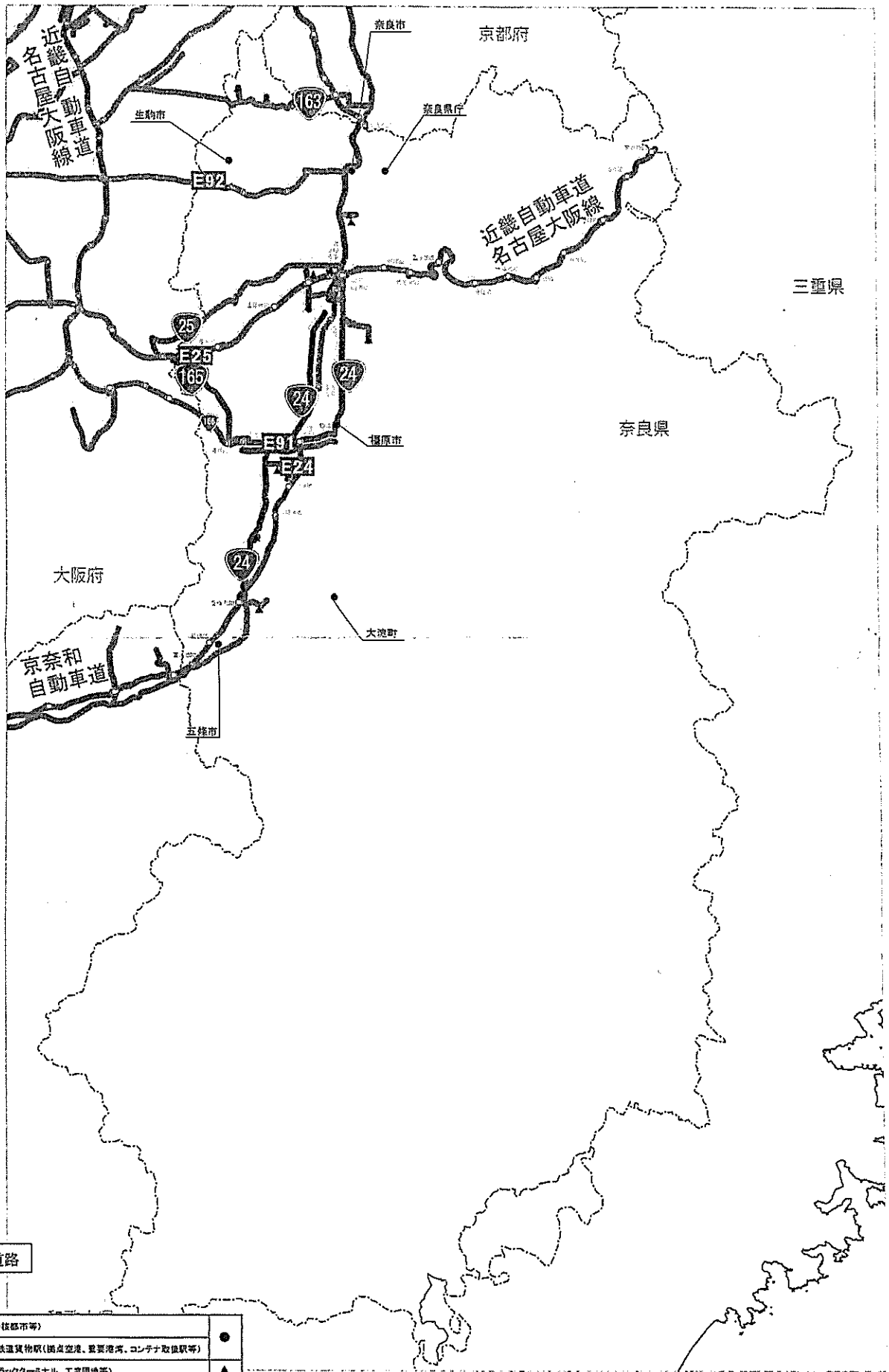
高規格幹線道路	
開通済	———
事業中	■■■■■
直轄国道	
開通済	—————
補助国道	
開通済	—————
事業中	■■■■■
調査中	○○○
主要地方道	
開通済	—————
一般府県道	
開通済	—————

【文字凡例】

直轄事業 : 橙
 県事業 : 青

用地進捗率: R5.3月末現在

重要物流道路 供用区間【奈良県】



重要物流道路

< 連絡する拠点 >

重要物流道路	都市(地方中核都市等)	●
	空港・港湾・鉄道貨物駅(国営空港、重要港湾、コンテナ取扱駅等)	▲
	物流拠点(トラックターミナル、工業団地等)	▲



第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 浦西 敦史

年 月 日	令和6年3月15日				
表題と発行部数	会派レポート vol.01 8000 枚				
対象者	吉野郡内				
配布方法	新聞折込				
発行目的	所属会派の考えを広く伝える				
按分率の説明	按分率 100% その理由(後援会活動の記事が含まれてないため、100%充当とする)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度予算執行審査について ・奈良県の防災体制は大丈夫か? ・国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の施設は確保できるのか? ・大和平野中央田園都市構想も中止!取得済みの事業用地をどうする? 				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	株式会社 アイエス	26,400	@3.3×8,000部	64
	※100%充当 合計		26,400 円		
備考	添付資料: 奈良県議会会派自由民主党・無所属の会 NEWSvol.01				

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会 News

Vol.01

奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会
〒830-8501 奈良市東大町1-30 奈良県議会事務局内
TEL:0742-27-8952

昨年4月の地方統一選挙を経て、奈良県議会の構成も大きく変わり、我々22人は自由民主党・無所属の会を結成いたしました。知事に迎合することなく、是々非々の姿勢で対峙できる会派として、奈良県政の発展に向けて県民目線で、より良い政策を提案してまいります。

令和5年度予算執行査定について

山下知事は就任直後の令和5年6月12日、今年度の予算のうち大規模広域防災拠点の整備などを含む29の事業について、全部または一部の執行を取りやめることを発表しました。このことにより将来的に4,730億円を削減できる見通しとのことです。

執行を中止した各事業は本当に必要ないものなのでしょうか。どのような根拠により中止の判断に至ったのでしょうか。事業を実施しないことによりどのような問題が残されるのでしょうか。また、その問題への対応をどのように行うのでしょうか。中止により奈良県の財政負担はいくら軽減され、他事業に当てることができるのでしょうか。(例えば、今年度削減分の73.5億円のうち奈良県負担額は35.7億円です。また、大規模広域防災拠点については国が

事業費の7割を負担することとなります。)

このような疑問に対する答えがないままに事業の中止を受入れることはできません。

執行を取りやめるとされた各事業は、いずれも選挙前の3月に議会の審議を経て予算執行が認められたものばかりです。選挙を経て知事が代わり、政策の方針が変わったからと、議会の審査を経ずに簡単に予算執行を停止してしまっているのでしょうか。

本来ならば減額補正予算を議会に諮り、議会の熟議を経て判断するべきではないでしょうか。

このような考えのもと、我々は6月以降の定例議会に臨んでまいりました。

今後とも我々の取組みも含め、奈良県政の動きを注視して頂きますようよろしくお願いいたします。

奈良県の防災体制は大丈夫か？

五條市に計画されていた大規模防災拠点の整備事業は、南海トラフ地震等の大規模災害に備えて、奈良県中南部だけでなく、紀伊半島全体の防災体制の強化を目的としたものです。

山下知事は既存の広域防災拠点や学校等の地域の施設、さらには県外の空港を活用することにより、大規模災害への対応が可能との判断により事業を中止しました。

国が平成 26年 3月に策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」では、都道府県が自衛隊等の集結拠点、SCUを有する医療拠点、物資の輸送拠点となる広域防災拠点を確保することとなっています。奈良県の広域防災拠点は 9箇所あるものの、各拠点施設の機能が十分なのか疑問があります。

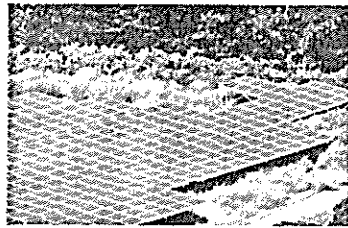
1月1日に起こった能登半島地震の被災状況を踏まえれば、現状のままでは奈良県の防災体制は不十分であり、特に県南部の防災機能の強化に向けた新たな広域防災拠点の整備が必要であると

考えます。そこで、早急に県の防災体制を検証し、不足する機能や施設を明らかにし、現行の広域防災拠点の整備計画を必要に応じて見直すとともに、奈良県地域防災計画に位置づけつつブラッシュアップするよう求めてまいります。

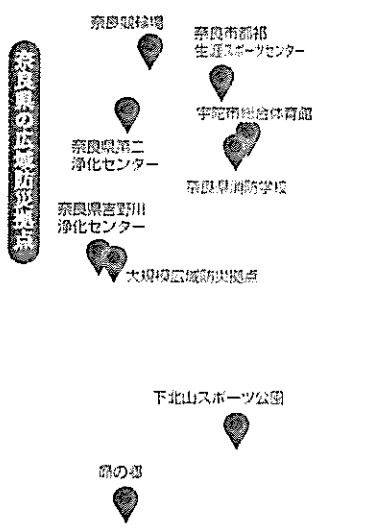
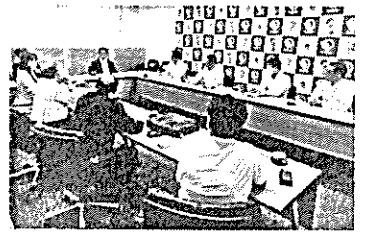
1月 24日に突如、事業計画区域内にメガソーラーの設置が発表され、用地確保に協力した地元からは憤りの声が上がっています。



▲会派のメンバーで現地視察を行いました。



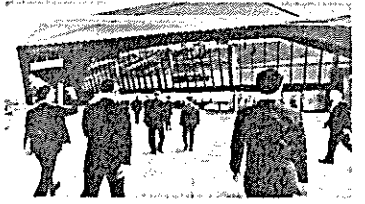
▲メガソーラー ※イメージです



国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の施設は確保できるのか？

令和 13年に奈良県において国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が開催されます。当大会開催に向けて現在、橿原市での陸上競技場、アリーナの建設、田原本町での球技場の建設、川西町でのテニスコートの建設などが計画されましたが、山下知事はこれらの事業を中止。基本的には新たな施設は整備せず、既存施設の改修により対応する、対応できない部分は他府県に協力を求めるという方針を打ち出されました。しかし、県内のスポーツ施設については、前回の国民体育祭(わかかさ国体)に向けて建設された施設

が多く、老朽化が進んでいるとともに、バリアフリー化ができていない、冷暖房設備がないなど時代ニーズに合わない施設も多いのが現状です。国民スポーツ大会をスポーツ振興の契機とすることが重要であり、特に大会開催に合わせてスポーツ施設の更新・整備を行い、スポーツ環境を質・量ともに向上することが期待されることです。我々は引き続き、将来のアスリートのための投資を惜しまないという姿勢で、令和 13年までに奈良県のスポーツ環境をレベルアップすることを求めてまいります。



▲常任委員会で令和 6年 第 1回 国民スポーツ大会で使用される SAGA アリーナ(佐賀県)の視察を行いました。

大和平野中央田園都市構想も中止！取得済みの事業用地をどうする？



▲会派で大和平野中央田園都市構想の現地視察を行いました。

大和平野中央田園都市構想は、三宅町、川西町、田原本町の 3 町において、産業力強化、雇用創出、健康増進などを目的とした、工科大学の建設、スポーツ施設の建設などを含む構想です。これまで有識者の意見を取入れながら、地元と連携・協力して議論を積み上げて構想を取りまとめるとともに、用地取得を進めてきました。山下知事は、新たな大学の設置事業、及びスポーツ施設の建設事業を中止しました。いずれも構想の中心となる事業であり、3 町の今後のまちづくりに大きな影響を与えることとなります。

知事が変わると政策の方向性が変わることは否定しませんが、市町村と連携して進める場合は、選挙の都度、抜本的な方針変更があるようでは、長期的な視点に立ったまちづくりはできません。今般、田原本町内の用地に自動車免許センターを移転する方向性が示されたところですが、今後とも、三宅町、川西町の取得済みの用地について、協力された地権者の想いも含め、地元の意見を十分に伺いながら、県の取組を質し、より良い事業を提案してまいります。

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 浦西 敦史

年 月 日	令和5年6月12日他			
年会費名	政策起業塾 会費 (月額利用料金)			
相手方	政策起業塾 樋渡社中株式会社			
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問や政策立案に役立てるため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<ul style="list-style-type: none"> ◆本会の活動内容 <ul style="list-style-type: none"> ・政策や企画の仕方、公民連携の仕組み等を学ぶオンラインスクール ◆本会の活動頻度 <ul style="list-style-type: none"> ・毎週オンライン講義を開講、情報メール配信 等 ◆参加者の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・県議会議員、市町村議員、行政職員等 ◆効果 <ul style="list-style-type: none"> ・県議会の活動における今後の参考となった 			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	利用料金	3,300 円	サービス利用料金	7. 11. 17. 25. 30. 3 4. 38. 45. 52. 63. 67
	合計	36,300	円 (すべて政務活動費)	
備考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

利用規約

第3条 個人情報の取扱い

本サービスにおいて当社が取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令及び当社が別途定めるプライバシーポリシーに従い取り扱いを行うものとします。

第4条 会員登録

- 1 本サービスの所定の会員登録をされた利用者は、本規約に同意したものとみなされた上、当該会員登録完了後に会員としての資格を有することになります。
- 2 当社は、下記項目に該当する利用者からの会員登録があった場合、利用登録の申請を拒否・取消しすることができるとします。なお、この場合当社は、当該利用者に対し拒否・取消し理由を開示する義務を負いません。規定に基づき当社が利用者との間の契約を解除したときには、理由のいかんを問わず、既に受領した利用料金の返金は行いません。

(1) 当該利用者が、過去に本規約に違反し会員登録資格の取り消し等の処分を受けたことがある場合

(2) 当該利用者が当社に対し虚偽の事実を申告した場合

(3) 当社が指定する期日までに本サービスの利用料金の入金が確認されない場合

(4) 当該利用者が、故意または過失によって当社に不利益を生じさせた場合

(5) 本サービスの運営を妨害した場合

(6) 暴力団等反社会勢力に所属していると認められた場合、または関係者のうちに暴力団等反社会勢力に所属する者がいると認められた場合

(7) 本規約に規定する禁止行為を行った場合

(8) その他当社が本サービスの会員登録を不適切と判断した場合

第5条 会員の責任

1 会員及びゲスト会員は、自己責任において本サービスを利用するものとし、本サービスを利用するための機器の準備・保守・管理や、本サービスを利用してなされた一切の行為及びその結果について全ての責任を負います。

2 本サービスを利用してコンテンツ、コメント・返信を投稿する会員は、当社に対し、当該コンテンツが第三者の権利を侵害するものでないことを保証するものとし、また、当該コンテンツが本サービスの会員登録を不適切と判断した場合

3 会員及びゲスト会員は、自己管理に属するメールアドレスを登録メールアドレスとして登録するものとします。

第6条 サービスの変更等

本サービスの内容及び本規約の内容は、当社の判断により事前の予告なく任意に変更・中断・停止できるものとします。会員は変更された時点での内容に同意しているものとみなされます。

当サービスのご利用に際し、以下の規約を読み、その内容に同意していただくことが必要となります。

第1条 本規約の目的及び適用

政策起業塾 利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社中株株式会社（以下「当社」といいます。）が運営し、提供する政策起業塾というウェブサイトを、及びこのサイトに付随して提供するオンラインコミュニティその他全てのサービス（以下、これらを総称して「本サービス」といいます。）に関し、当社及び本サービスを利用する会員の権利義務を定めることを目的とし、本サービス利用に関する一切の取引・関係に適用されます。

第2条 用語の定義

本規約において使用する用語の意味は、次に定めるとおりとします。

1 「会員」とは、政策起業塾に会員登録したユーザーをいい、コンテンツをメールで受け取ったり、コミュニティにおいてコンテンツに対する意見・感想などをコメント・返信したりすることができず。

2 「ゲスト会員」とは、会員登録のための事前登録をしたユーザー、または非会員向けイベントに申し込んだユーザーをいいます。ゲスト会員は、会員登録のたのめメールや申し込み済みイベントに関するメール、その他コミュニティに関する告知メールを受け取ることができず。

3 「コミュニティ」とは、「政策起業塾を利用する集まり」をいいます。コンテンツを閲覧し、またコンテンツに対する意見・感想を投稿することで、コミュニティ管理者及びゲストと会員同士で情報共有や意見交換できるサービスをいいます。当該コミュニティの利用にはメールアドレスが必要で。

4 「コミュニティ管理者」とは、コミュニティを主宰する当社をいい、コミュニティにおいてコンテンツを更新する義務を負います。

5 「コンテンツ」とは、画像、テキスト、メール、動画、音声等本サービスで配信・掲載できる情報をいいます。

6 「本サイト」とは、当社が運営する「政策起業塾」というウェブサイトを（<https://seisakugigy-juku.com/>）をいいます。

7 「商品」とは、コミュニティ管理者が本サービスを介し販売を行う物品、サービス、チケットなど全てのもをいいます。

8 「キャンペーン」とは、申込済みのイベント・商品などの注文を取り消す行為をいいます。

9 「知的財産権」とは、著作権、特許権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）をいいます。

イベント主催者側がこれを承諾した場合

2 コンテンツは、デジタル提供しているという商品の性格上、返品は一切お受けできません。性質上、返品扱いではなく、不良時の対応となります。不良時の対応は、コンテンツが破損等により、ダウンロード・閲覧とも不可能だった場合、当社調査により課金の取消を行います。会員固有の環境による不具合につきましては、返品不可となります。ただし、以下の場合は注文をキャンセルし代金全額を返金致します。

・イベント主催者の事情によりイベントが中止となり、イベント主催者が当社所定の方法でイベントのキャンセル手続きを行った場合

3 当社は、下記項目に該当する場合、商品の受取を拒否したものと判断し、注文をキャンセルすることがあります。

・会員及びゲスト会員が商品の受取を怠り若しくは拒んだ場合

・長期不在により商品の受取りが不能又は配送先不明の場合

・その他会員及びゲスト会員の都合により商品を受け取ることができない場合

上記理由などにより返送され、その後1ヶ月間以上連絡がない場合には、当社は、その商品を破棄することができるとし、当該商品に関し、代替品の提供及び補償ないし損害賠償の義務を負わないものとします。

第11条 解約・退会

1 会員は、本サービスのいずれかを利用契約を解約・退会する場合、当社所定の方法により解約手続きを行うこととし、当該解約手続きの完了をもって、当該サービスの利用契約が解約されるものとします。この場合、会員は自己の責任において、当社からの解約に関する通知を確認するものとします。複数のサービスを解約する場合は、各サービスごとに解約手続きを行うものとします。

2 前項に基づき会員が解約・退会した場合でも、当社は、既に受領した利用料金の返金は行いません。

3 会員が第1項により本利用契約を退会した場合、当社は会員情報を消去することができません。

第12条 コミュニティにおけるコンテンツの更新と返金

コミュニティにおけるコンテンツの更新と返金について、以下のように定めます。

1 事前の告知なくコンテンツの更新が1カ月停滞した場合、当社は、会員に利用料金を返金します。

2 前項により当社が会員に対して返金を行う場合、料金1カ月分を返金します。

第13条 コンテンツに関する権利

1 投稿されたコンテンツの著作権その他一切の権利は、当社に帰属します。ただし、「ブログ」記事に関しては、投稿者である各会員に帰属します。

2 当社は、配信または投稿するコンテンツを、本サービスの円滑な提供、保守、メン

第7条 利用料金

1 本サービスを利用する会員は、当社に対し、当社が別途定めるプランの料金を、入会金及び毎月、会員サービスの利用料金として支払うものとします。

2 本サービスの内容変更等により、利用料金を改定する場合があります。なお、利用料金を改定する場合は、当社は所定の方法により会員に事前に通知するものとし

ます。

3 当社が利用料金を変更した場合、本契約の契約期間中は、契約時の利用料金が適用されますが、次月の支払い日において変更した料金が適用されるものとします。

4 当社はサービスの利用料に含まれないイベントを実施する場合があります(以下、このような場合を「利用料外イベント」といいます。)。利用料外イベントへの参加を希望する会員は、当社が定める所定の条件を具備しているか、又は、所定の参加費用を全額支払うことにより当該利用料外イベントに参加することができま

す。

5 会員及びゲスト会員は、商品を購入する際、コミュニティ管理者が商品ページにて指定する料金を都度支払うものとします。

6 本サービスを利用する会員及びゲスト会員は、当システムで決済をされた場合、オンライン上からご自身でPDF電子領収書のダウンロードをお願い致します。当社は、直接会員及びゲスト会員に対し利用料金等にかかわる領収書、通知書等を発行しないものとします。

第8条 支払時期

1 会員は本サービス利用料1ヶ月分を前払いします。

2 会員及びゲスト会員は、申し込んだイベント料金が本サービスの利用料に含まれない場合、イベント料金を参加前に前払いします。

3 会員及びゲスト会員は、商品を購入する際、商品およびサービス代を前払いしま

第9条 本サービスの利用期間

本サービス利用期間の計算は、会員が本サービスの申し込みをし、当社サービスにアクセスが完了した日を第1日目とします。以降、支払いを行った分の期間まで、本サービスを利用できるものとします。

第10条 キャンセル・返金・返品について

1 購入完了後における、会員及びゲスト会員の場合によるキャンセルには原則として応じられません。また、お支払いいただいた代金の返金も致しません。ただし、以下の場合のみ、キャンセルを承ります。

・イベント申込期日までに注文者自身がイベント主催者側へキャンセルの依頼を行い、

テナンスに必要な範囲内で、使用及び改変することができるとします。

3 会員が退会した場合（会員自身が継続課金の解除を行った場合を含みます）、会員がサービスを利用する権利は、既にダウンロードされたコンテンツの利用に関するものを除き退会時に即時喪失するものとします。

4 サービスに提供されるコンテンツに関して、著作権者の許諾なしに転載・引用する行為は、配信または投稿者の明示的な許諾がある場合を除いて、サービスの特性上強く禁止させていただきます。

第14条 商品に関する権利

1 本サービスを通じて提供される商品は、当社または正当な権利を有する第三者に専属的に帰属するものとします。本条の規定に違反して、会員及びゲスト会員と第三者との間で問題が生じた場合、当該会員及びゲスト会員は自己の責任と費用においてかかる問題を解決するとともに、当社に何らの損害、損失または不利益等を与えないものとします。

第15条 免責事項

1 当社は、本サービスを利用したこと又は利用ができなかったこと、本サービスからのリンク先を利用したこと又は利用ができなかったことよって引き起こされた損害について、直接的又は間接的な損害を問わず一切責任を負わないものとします。本規約の条項のいずれかから会員が違反した場合も、会員は当社に対しての主張、訴訟その他全ての法的措置から当社を免責するものとします。本サービス利用により発生した通信料について利用者に争いが生じた場合も、当社は免責されるものとします。

2 当社は、本規約又はその他の利用条件等に違反する行為又はその恐れのある行為が行われたと判断した場合にも、警告のうち、会員の場合はコミュニティからの退会処分を含めたあらゆる処置をとります。特に悪質な場合については、警告なしで当該処置を行うこともあります。それによって生じたいかなる損害についても責任を負いません。

3 当社は、コンピュータ、ネットワーク機器、回線等の故障、停止、停電、天災、保守作業、その他の理由により本サービスの業務及び提供を、一時中断する場合があります。本サービスの中断において生じた損害について、当社は免責されるものとしません。

4 本サービスの内容及び、会員及びゲスト会員が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行いません。

5 本サービスに開示・掲載されているコンテンツに虚偽または誤解を招くような内容が存在したとしても、これにより会員及びゲスト会員が直接的または間接的に被った一切の損害、損失、不利益等について、当社は一切責任を負いません。

第16条 禁止行為

1 会員及びゲスト会員は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する事項

を行ってはならないものとします。以下の禁止行為に違反した場合には、コミュニティからの強制退会、利用停止などを含めたあらゆる措置をとることがあります。

- ・法令に違反する行為及び違反する行為を助長・勧誘・強制・強迫・助長する行為
- ・性的、わいせつ、暴力的な表現行為
- ・他人に過度の不快感を及ぼすおそれのある、あるいは誘導する行為
- ・本サービスの利用するサーバーに過度の負担を及ぼす行為
- ・他の利用者の本サービス利用を妨害する行為
- ・他人の名誉、社会的信用、プライバシー、肖像権、パブリシティ権、著作権その他の知的財産権、その他の権利を侵害する行為（法令で定めたもの及び判例上認められたもの全てを含む）

- ・他の利用者への中傷、脅迫、いやがらせに該当する行為
- ・差別につながる民族・宗教・人種・性別・年齢等に関する表現行為
- ・自殺、集団自殺、自傷、違法薬物使用、脱法薬物使用等を勧誘・誘発・助長するような行為

- ・当社の許諾を得ない売買行為、オークション行為、金銭支払やその他の類似行為
- ・当社の許諾を得ない商品やサービスの広告、宣伝を目的としたプロフィール内容の公開、その他スパムメール、チェーンメール等の勧誘を目的とする行為

- ・他人の名義、その他会社等の組織名を名乗ること等による、なりすまし行為
- ・コミュニティ外における、コミュニティ管理者及びコミュニティゲストに対する誹謗中傷・嫌がらせなどの行為

- ・第13条4項に抵触する、コミュニティ内コンテンツの転載・引用行為

- ・公序良俗、一般常識に反する行為

- ・その他上記に準じる行為、当社が不適切と判断する行為

2 上記禁止行為によって当社が当該会員に対して処置をとった場合、当該会員は強制退会処分となります。

第17条 ポイントの付与

1 当社は、下記の活動・事象（以下、総称して「ポイント対象活動」といいます。）が確認された場合に、会員に対して「コミュニティポイント」（以下、「ポイント」といいます。）を付与します。ポイントは購入することはできません。

(1) 当社の指定する Web 上のアクションに関して、当社の指定する方法で、アクションをしたとき

(2) 当社の指定する Web 上のアクションに関して、当社の指定する方法で、他の会員によりアクションがされたとき

(3) 会員として月会費の支払いを当社が確認したとき

(4) その他当社が相当と認める活動等

2 ポイント付与の有無、付与されるポイント数、ポイントの有効期限、その他ポイントに関する一切の条件は、当社が決定します。なお、これらの条件はポイント対象活動によって異なる場合があります。

- 3 ポイントは、ポイント対象活動が行われてから、当社が定める一定の期間を経た後に付与されます。
- 4 ポイント対象活動が行われた後に、主催者側の事情等で中止や延期または公演内容の変更等により払い戻しになった場合であっても、当該取引によって付与されたポイントは取り消されません。

第18条 ポイントの管理

- 1 会員は、当社が指定する方法で所持ポイント数などの情報を照会することができるとします。
- 2 会員は、ポイント数に不明な点がある場合には、事務局に問い合わせることができるとします。

第19条 ポイントの合算及び複数登録の禁止

- 1 会員は、付与されたポイントを譲渡したり複数の会員間でポイントを共有したりすることはできません。
- 2 会員は、付与されたポイントを本サービス以外で利用することはできません。

第20条 ポイントに関する禁止事項

- 1 会員が、次の各号のいずれかに該当する行為を行ったと当社が判断した場合、会員に事前に通知することなく当社が自らの判断で、①会員が保有するポイントを取り消す処分、②当該会員の会員資格を停止または取り消す処分の、いずれかまたは全部を行うことができるとします。
 - (1) 本規約、会員規約、その他当社が定める規約・ルール等に違反があった場合
 - (2) その他当社が本項に定める処分を行うことが適当であると判断した場合
- 2 前項各号に基づき当社が会員等に対して何らかの処分を行った場合であっても、当社は手数料、ポイントの返還等の会員等への補償を行う義務を負わず、会員等が被った損害について負担する義務を負いません。

第21条 ポイントの利用について

ポイントには金銭的な価値はなく、いかなる場合でも購入はできず換金も致しません。したがって、会員よりポイント当社に提供することにより当社が販売する一切の商品・サービスを購入・享受することはできません。ただし、当社は会員に対して、当社の裁量により会員サービスの一票として付与されたポイントに応じて本サービスの一部を提供する場合があります。

ポイントに関する会員資格の喪失・停止理由を問わず会員が会員資格を喪失した場合には、保有するポイント、商品等との交換権、その他本サービスの利用に関する一切の権利を失うものとし、当社はその名目を問わず、当該権利の喪失に伴い、会員に対して一切の補償を行う義務を負いません。

第23条 ポイントに関する免責

当社は、本サービスの提供・運営につきいかなる保証も致しません。通信回線や停電、コンピュータなどの障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失、ポイント使用に関する障害、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他本サービスに関して会員または第三者に対して生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第24条 本規約及びその他の利用規約等の有効性

本規約及びその他の利用条件等の規定の一部が法令に基づいて無効と判断されても、本規約及びその他の利用条件等のその他の規定は有効とします。

第25条 本規約の変更

当社は、会員及びゲスト会員に事前に通知することなく、本規約の全部または一部を任意に変更することができ、また本規約を補充する規約を新たに定めることができるものとします。本規約の変更・追加は、本サービスを提供するサイト上に掲載した時点から効力を発するものとし、効力発生後に提供される本サービスは、変更・追加後の規約によるものとされます。

当社は、本規約の変更・追加により会員及びゲスト会員に生じた一切の損害について、直接損害か間接損害か否か、予見できたか否かを問わず、一切の責任を負わないものとします。

第26条 準拠法及び管轄裁判所

- 1 本規約の準拠法は、日本法とします。
- 2 会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

- 1 本規約は、2022年5月6日から施行します。
- 2 本規約の施行前に会員によって行われた行為についても本規約が適用されます。

以上

民間・行政・政治 各分野で役立つ実践力




行政のみなさま

街を動かす 自治体をつくる実践力

- ◎ 政策起業の考え方
- ◎ 自治体広域の先進的な取り組み
- ◎ 他地方の先進的事例
- ◎ デジタル変革を用いた自治体運営
- ◎ イノベーションを起こす組織の作り方

◎ 注目講義
はじめてのデジタル
変革行政編
Grow with Google講座





民間のみなさま

民間人として 地方創生を成し遂げる実践力

- ◎ 政策起業の考え方
- ◎ 民間として、地方自治に関わっていく方法
- ◎ 地域政策に影響を与える方法
- ◎ 地方創生を志す政治家、国家公務員、地方公務員との繋がり
- ◎ デジタルプロモーションの効率的な方法

◎ 注目講義
イノベーションが生まれる
組織風土
杉本渉氏 ターゲットのフロントシヤル





政治家のみなさま

選挙の当選から 政策を実現までに必要な実践力

- ◎ 政策起業の考え方
- ◎ 選挙の勝ち方
- ◎ 提案型議員としての政敵の作り方
- ◎ 後人との伝承の仕方
- ◎ 議員としてのキャリアを活かす方法

◎ 注目講義
地方議員をアップデート
岡田尚平氏 5月6日



●主な活動内容

01 リアルイベントの開催

2-3ヶ月に1回、リアルでのイベントを開催します。地方創生を志す、意識の高い仲間との交流や議論により、かけがえのない経験を得ることが出来ます。

02 樋渡啓祐塾長のオンライン講義への参加

12年に及ぶ国家・地方公務員生活、9年に及ぶ首長、現在は政策起業家として全国各地様々な公民運携政策に関与した経験を熟く語る。

03 Grow with Google トレーニング

行政・地方自治体の職員、自治体デジタル変革について知りたい方、デジタル変革のきっかけを掴みたい方へ、より専門的・具体的に。

04 毎週日曜夕刻開催 オンライン講義への参加

- ・ 毎週日曜の講義に内外で活躍されている一流の講師を招聘
- ・ 樋渡啓祐塾長を囲んで月1回開催する塾生交流会「わいわい会」

05 毎日朝一に届くおはようメッセージ

- ・ 毎朝樋渡啓祐塾長から、社会情勢・政治ネタなどのメッセージが届く。
- ・ ここだけのために届く情報が満載。

06 樋渡啓祐塾長の個人LINEにアクセス可能

- ・ 政策起業塾では、あらゆる情報提供をグループLINE活用。
- ・ 樋渡啓祐塾長の個人LINEでお悩み相談可能。

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 浦西 敦史				
年 月 日	令和6年2月14日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団 2023年度会費			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	奈良県の人権や福祉に関する政策の調査研究のため			
按分率の説明	すべて政務活動費			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 人権に関する政策の推進を目指し、現地調査や奈良県職員を講師に招き勉強会を行っている。</p> <p>◆本会の活動頻度 数ヶ月に一度、勉強会を開催。会報も発行。県外研修も年に一度開催。</p> <p>◆参加者の状況 奈良県議会議員や市町村議員等が参加</p> <p>勉強会や会報誌を通じて人権に関する最新の情報・動向を知ることができる。また、部落差別の歴史的背景や経緯を詳しく知ることのできる貴重な会であると考えている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	会費	30,000		54
	合計 30,000 円 (すべて政務活動費)			
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し、「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。
- | | | | |
|--------|----|----------|-----|
| 1. 議 長 | 1名 | 2. 幹 事 長 | 1名 |
| 3. 会 計 | 1名 | 4. 幹 事 | 若干名 |
| 5. 監 事 | 2名 | | |
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

[2005年度第1回定例会議(2005年5月10日)で一部改正]